

議第五十二号

岐阜県監査委員条例の一部を改正する条例について

岐阜県監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県監査委員条例の一部を改正する条例

岐阜県監査委員条例（昭和三十九年岐阜県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（公表の方法）

第五条 法又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

監査委員が行う公表の方法を変更するため、この条例を定めようとする。